平成２４年（フ）第８５６号
札幌市西区二十四軒４条４丁目９番１号
破産者　有限会社多津美寿し
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５５号
栃木県大田原市小滝1029番地297
破産者　藤森　哲夫
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第４２号
石川県能美市宮竹町イ180番地
破産者　北日本産業株式会社
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第１０２号
長野県中野市中央１丁目６番18号
破産者　有限会社見波設備
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３０２号
長野市大字上駒沢1216番地14
破産者　有限会社木匠
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３１８号
長野市大字三輪1320番地
破産者　有限会社中田興業
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８６１号
名古屋市熱田区六野１丁目２番21号　ザ・ライオンズミッドキャピタルタワー609
破産者　株式会社ｏｎｅ’ｓ
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６３７号
名古屋市名東区貴船１丁目139番地　ＯＡＫ－１　２Ａ号
破産者　千賀　　章
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８０３号
愛知県北名古屋市高田寺砂場62番地
破産者　ビークルドリーム株式会社
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３６号
三重県四日市市大字塩浜57番地の１
破産者　株式会社竹村組
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１２３４号
大阪市西区立売堀４丁目７番25号、商業登記簿上の本店所在地大阪市西区立売堀３丁目６番18号
破産者　安東株式会社
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８４９号
大阪府東大阪市新庄３丁目22番７号
破産者　株式会社美木興業
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０２６号
大阪市淀川区田川３丁目６番25号
破産者　株式会社島津機械製作所
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１９３号
大阪市天王寺区寺田町２丁目４番16号
破産者　株式会社関西工務
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３０号
大阪府松原市三宅中８丁目５番５号
破産者　株式会社日本エースシール
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３６５号
大阪府門真市元町７番14号
破産者　有限会社オフィスオール
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４６０号
大阪市西区北堀江１丁目７番９号
破産者　株式会社エヌアンドエヌアソシエイツラ・フェリア
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４６９号
大阪市北区天満３丁目10番17号
破産者　グラフ印刷株式会社
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４７２号
大阪市北区天満２丁目15番６号
破産者　株式会社グラフ東京
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５３５号
大阪市鶴見区今津中５丁目４番16号
破産者　株式会社寺野食品
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５８４号
大阪市旭区大宮４丁目23番23号
破産者　プラコム株式会社
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６１５号
大阪市北区東天満２丁目２番15号
破産者　有限会社ウェブロジテック
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部